

障害者の雇用の促進等に関する法律に 基づく小平町障がい者活躍推進計画

(令和 2 年度～令和 6 年度)

令和 2年 4月 1日施行

更新 令和 3年 3月31日

令和 4年 3月31日

令和 5年 3月31日

小 平 町

はじめに

小平町(以下「町」という。)は、1987(昭和62)年12月に「福祉のまち」宣言を行い、知的障がい者福祉施設や北海道小平高等養護学校が立地する中、地域においても障がいのある人を受け入れ、ともに暮らしていく姿が自然にみられるようになりました。

町部局においても、障がいのある者が働きやすい職場環境づくりを目指し、障害者雇用率制度における地方公共団体の法定雇用率を常に達成してきたところであります。

さて、平成30年8月、国の機関及び地方公共団体の機関(以下「公務部門」という。)の多くにおいて、障害者雇用率制度の対象障がい者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかになりました。これを受け、公務部門については、民間の事業主に対して率先垂範する観点からも、法定雇用率の達成に留まらず、障がいのある者が障がい特性や個性に応じて能力を発揮できる活躍の場の拡大のための取組を実施するよう、令和2年4月1日施行となる障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第7条の3第1項の規定に基づき、障がい者活躍推進計画を作成することとされました。

町部局については、これまで同様、適切な計上を行うとともに安定した法定雇用率の達成を目指し、障がいのある者の活躍を推進していくため、この「小平町障がい者活躍推進計画」を策定します。